

国語分科会漢字小委員会における審議について

(平成20年2月1日文化審議会総会にて報告・了承)

以下は、国語分科会漢字小委員会におけるこれまでの審議内容をまとめたものである。

I 総合的な漢字政策の在り方について

1 情報化社会の進展と漢字政策

(1) 国語施策としての漢字表の必要性

現行の常用漢字表は、その前書きにおいて、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」とされている。情報機器による漢字使用が一般化し、社会生活で目にする漢字の数が確実に増えていると思われる現在、このような目安としての漢字表があることは大きな意味を持っている。すなわち一般の社会生活における漢字使用を考えるときには、コミュニケーションの手段としての漢字という観点が極めて重要であり、その観点を十分に踏まえて作成された漢字表は、国民の言語生活の円滑化、また漢字習得の目標の明確化に寄与すると考えられるためである。

言語生活の円滑化とは、当該の漢字表に基づく表記をすることによって、文字言語による伝達を分かりやすく効率的なものとすることができ、同時に、表現そのものの平易化にもつながるということでもある。このことは、情報機器の使用による漢字の多用化傾向が認められる現在の情報化社会の中で、逆に、＜漢字使用の目安としての漢字表＞がなかった場合のことを考えてみれば明らかである。

(2) 情報機器の普及と漢字使用

情報機器の普及によって、書記環境は大きく変わったが、読む行為自体は情報機器の普及によっても基本的に変わっていない。端的に言えば、現時点において、情報機器は「読む行為」よりも「書く行為」を支援する役割が大きい。情報機器が普及し、その使用が一般化した時代の「漢字使用の特質」は、この点と密接にかかわるものである。その意味で、情報化社会においては、これまで以上に「読み手」に配慮した「書き手」になるという注意深さが求められる。情報化時代と言われる現在は、これまでと比較して、受け取る情報量が圧倒的に増えているということからも、この考え方の重要性は了解されよう。

(3) 漢字政策の定期的な見直しの必要性

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように、現在進行しつつある書記環境の変化

と密接にかかわる国語施策についてはそうである。今後、定期的に漢字表の見直しをし、必要があれば改定していくといった考え方が不可欠である。念のために言えば、見直した結果、漢字表を改定しないという選択肢は常にある。この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが極めて重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その実態調査の結果を踏まえ、

① 言語そのものの変化という観点

② 言語にかかわる環境の変化という観点

という二つの観点に基づいて判断することになる。なお、②の変化とは、具体的には情報機器の普及によって生じた書記手段の変化等のことである。

2 情報化社会における漢字使用の在り方

(1) J I S漢字についての考え方

現在、多くの情報機器に搭載されているJ I S漢字は、第1水準、第2水準合わせて6355字あり、常用漢字表に掲げる1945字の3倍強となっている。さらに、既に1万字を超える漢字（J I S第1～第4水準の漢字数は10050字）を搭載している情報機器も急速に普及しつつある。情報機器を利用することで、これら多数の漢字が簡単に使える現在、現行の漢字施策として示されている〈常用漢字表の存在意義〉がなくなったのではないかという見方もある。

しかし、このことは、既に述べたことから明らかなように、一般の社会生活における漢字使用の目安を定めている常用漢字表の意義を損なうものではない。むしろ、簡単に漢字が使えることによって、漢字の多用化傾向が強まる中では、「一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安（「常用漢字表」の答申前文）」となる漢字施策としての常用漢字表の意義は、かえって高まっていると考えるべきであり、新常用漢字表（仮称）に求められる役割もこの点と密接にかかわるものである。

現在の情報化社会に大きな役割を果たしているJ I S漢字については、その重要性を認識しつつ、一般のコミュニケーションにおける漢字使用という観点から、「国語施策としての漢字表」を確実に踏まえた対応が必要である。すなわち、分かりやすい日本語表記に不可欠な「国語施策としての漢字表」に基づいて、情報機器に搭載されている多数の漢字を適切に選択しつつ、使いこなしていくという考え方を多くの国民が基本認識として持つことが大切である。

(2) 人名用漢字についての考え方

人名用漢字は平成16年9月27日付けの改正によって、その数が大幅に増えた。その中には、名前に使用するのにはふさわしいと言えないような漢字も含まれ、また「廳（=庁）」のような、常用漢字の旧字体までも人名用漢字とされたところであるが、名前の持つ社会的な側面に十分配慮した、適切な漢字を使用していくという考え方を一般に普及していくことが望まれる。具体的には、「子の名というものは、その社会性の上からみて、常用平易な文字を選んでつけることが、その子の将来のためであるということは、社会通念として常識的に了解されることであろう。（国語審議会「人名漢字に関する声明書」、昭和27年）」という認識を基本的に継承し、

- ① 文化の継承，命名の自由という観点を踏まえつつも，読みやすく分かりやすい漢字を選ぶ。
- ② その漢字の本来の意味を十分に踏まえた上で，ふさわしい漢字を選ぶ。
という考え方を広く普及していくことが求められる。

(3) 固有名詞（人名・地名）についての考え方

固有名詞用の漢字表を作成するのは困難であるので，固有名詞における漢字使用の基本的な考え方をまとめ，それを新常用漢字表（仮称）の前文中や附則事項の中などに示すこととする。基本的な考え方をまとめる場合，新たに名前を付ける場合の参考にしてもらうという観点から，以下の項目の具体化を検討する。

- ① これまで明示されてこなかった＜国語的な視点＞からの参考情報（「名付けの考え方」や「ふさわしい漢字の選び方」など）の提示
 - 読みやすく分かりやすい名前の推奨
 - 固有名詞用の音訓を新常用漢字表（仮称）の音訓欄に示すことは考えられないか
 - 由緒のある地名を尊重していくという考え方の明示
- ② 「一般の漢字使用」と「個人の漢字使用」の場合の使用字体の考え方
 - 「公共性の高い，一般の文書等における使用字体」と「個人的な文書等における使用字体」の考え方を整理し，一般の漢字使用においては「1字種1字体」が基本であることを確認
 - 新地名を付ける場合の採用字体の考え方（一般の漢字使用に準じる。）

(4) 手書きすることの重要性

手書きの重要性を踏まえて，更に以下の点について検討する。

- ①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと（→以下のⅡの問題）
- ②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと
- ③漢字の習得という観点（①，②ともに）
- ④文化の継承という観点（①，②ともに）
- ⑤上記①～④を踏まえた「手書き文字」の位置付け（理念の整理）

Ⅱ 新常用漢字表（仮称）について

1 新常用漢字表（仮称）の性格

（1）基本的な性格

新常用漢字表（仮称）（以下、新漢字表という。）は、現行の常用漢字表と同じく、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の目安となることを目指したものである。なお一般の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象として考えたもので、この点も現行の常用漢字表と同様である。新漢字表は、端的には、

- 1 法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接な関連を持つ語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 固有名詞を対象とするものではない。ただし、固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字は、そのすべてを表に入れる方向で検討する。
- 4 過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

という性格の漢字表と位置付けて作成するものである。

（2）新漢字表における固有名詞の扱い

新漢字表の中に、固有名詞（主に人名・地名）用の漢字を取り込むことは、一般用の漢字と、固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しい。したがって、これまでどおり漢字表の「適用範囲」からは除外し、都道府県名以外は対象外とする。

対象外とする理由は、既に述べた両者の性格の違いからということであるが、もう少し具体的に述べれば、使用字種及び使用字体の多様性ということが絡んでくるためである。一般の漢字表記にはほとんど使われず、固有名詞の漢字表記にだけ使われる<いわゆる固有名詞用の字種や字体>はかなり多いというのが実情である。

ただし、一般の漢字使用における固有名詞表記の重要性を踏まえて、「固有名詞における漢字使用についての基本的な考え方」については記述することとする。

2 新漢字表における字種の選定

（1）基本的な考え方

基本的に一般社会においてよく使われている漢字（出現頻度数の高い漢字）を選定していく。この場合、最初に 3000 字～ 3500 字程度の漢字集合を特定し、そこから絞り込むという作業過程を考えていくこととする。この過程では、以下の①を基本と

(2) 字種の選定に伴う問題

字種の選定に伴って、以下の(ア)、(ウ)の問題を改めて検討することになるが、なるべく単純明快な漢字表を作成するという考え方を優先する。

(ア)「準常用漢字(仮称)」の設定について

常用漢字以外に、準常用漢字を設定するかどうかに関しては、新漢字表に入る字種を検討していく過程で、その総字数との関係で、改めて考えていくべき課題とする。すなわち総字数がかなり多くなれば、準常用漢字の設定を検討することとする。この場合の準常用漢字とは、基本的に常用漢字に準じるものとして、次の(イ)で述べる<情報機器を利用して書くことができればよい漢字>のことを指している。

(イ)「A:常用漢字」と「B:準常用漢字」に分けた場合の両者の関係

基本的に、AもBも「①読める」「②分かる」「③書ける」という三つの要素を満たす必要がある。ただしAとBについては、Aの方がより使用度が高く基本的な漢字であることに加えて、上記の「③書ける」という観点から、以下のような違いがあると考えられる。

Aは、一般の文字生活の中で漢字を使用する場合、その中核を成す漢字集合であり、また漢字の習得面から考えても、その基盤となる漢字集合と位置付けられるものである。したがって、③の「書ける」という観点からは、情報機器の助けを借りずに<手で書くことができる必要のある漢字>である。

これに対して、BはAを補完する漢字集合であり、必ずしも<手で書くことができる必要のある漢字>と考える必要はない。情報機器が広く普及している現在の社会状況を踏まえれば、<情報機器を利用して書くことができればよい漢字>と位置付けられるものである。

(ウ)「特別漢字(仮称)」の設定について

上記「2 新漢字表における字種の選定」の(1)③の漢字の一部を「特別漢字(仮称)」(=出現頻度数は低くても、日常生活に必要な漢字)として位置付けるかどうかは、準常用漢字同様、字種選定作業の結果に基づいて検討する。

(エ)「付表2(仮称)」の設定について

現行の常用漢字表にある「付表」(当て字や熟字訓などを語の形で掲げた表)に加え、例えば、「挨拶」の「挨拶」と「挨拶」のように、「挨拶」という特定の熟語でしか使わない<頻度の高い表外漢字の熟語>や、「元旦」のように表外漢字の「旦」を含む熟語について、その特定の語に限って常用漢字と同様に認める熟語の表を「付表2(仮称)」として設定する。この場合、「挨拶」、「挨拶」、「旦」自体は表外漢字のままであるが、熟語の「挨拶」、「元旦」は表内の語となる。

(3) 学校教育における漢字指導との関係

基本的に、以下の常用漢字表の考え方を継承する。

常用漢字表の答申前文

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

3 今後更に検討すべき課題等

(1) 音訓の入替えの問題

例えば、日常生活でよく使われている表外訓の「応(こた)える」、「関(かか)わる」、「育(はぐく)む」などを採用する一方、現在余り使われていないような音訓を外すことにするかどうか。また、常用漢字表の「付表」に挙げられている熟字訓等の妥当性についても検討するかどうか。

(2) 採用字体の問題

通用字体(常用漢字表)と、新たに常用漢字に追加される印刷標準字体(表外漢字字体表)との関係をどのように考えるか。例えば、印刷標準字体の「噂」が追加された場合、通用字体の「尊」との関係をどう考えるのか(「噂」を通用字体の「尊」に合わせて「噂」とするのかどうか等)。

(3) 手書き字形との関係

常用漢字表の「前書き」にある「(付)字体についての解説」中の「第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」の考え方を継承する。

(4) 「常用漢字の定義」及び「新漢字表の名称」の問題

常用漢字をどのように定義するか。出現頻度を重視するが、出現頻度が低くても、文化の継承や分かりやすい表記に必要な漢字の扱いなど、それ以外の要素をどのように位置付けていくのか。また、常用漢字という名称でありながら、「常用性(≒出現頻度)」以外の要素で選定された漢字が入っている一方、「常用性」が認められながらも選定されていない漢字がある。この点は、現行の「常用漢字」の性格をあいまいにしているところであるが、最終的に「準常用漢字」を設定した場合、その性格付けの困難さにもつながっていく問題である。この点を十分に踏まえて、新漢字表の名称を今後検討していく必要がある。